

令和7年度 佐世保市地方卸売市場運営協議会 議事概要

1. 開催日時：令和7年11月10日（月）13：30～15：15

2. 開催場所：花き市場2階会議室

3. 出席者

- ・佐世保市地方卸売市場運営協議会委員15名（委員総数16名）
- ・佐世保市 高増農林水産部部長他5名

4. 議 題

- （1）佐世保市地方卸売市場の取扱実績推移と現況について
- （2）卸売市場法の一部改正について
- （3）質疑事項その他

5. 協議会内容

議 題

- （1）佐世保市地方卸売市場の取扱実績推移と現況について

【事務局】

- ・卸売市場の役割について説明。佐世保市には4つの市場（青果、花き、水産、食肉）があり、平成29年度から指定管理者制度を導入している。
- ・国内の卸売市場数は、中央卸売市場は一定数を保っているが、地方卸売市場は減少傾向で、特に民設市場数が大きく減っている。
- ・市場経由率は全体的に減少しているが、青果・水産においては一定の経由率は保たれている。
- ・卸売市場の概要、平成26年度～令和6年度の市場取扱実績について説明。
- ・各市場（青果、水産、食肉、花き）の取扱量と取扱高は、全体的に減少傾向があり、コロナ禍による影響で特に水産市場が大きく影響を受けたが、徐々に回復の兆しも見える。
- ・青果市場は相場上昇が取扱高を押し上げ、水産市場は水揚げ数量が回復傾向、食肉市場は豚の生産者廃業・減産等により上場頭数も減少傾向、花き市場は生産農家減少の影響で取扱量・取扱高共に年々減少している。
- ・各市場の推移を見直し、コロナ禍の影響や市場ごとの動向の分析や、ライバルとなる市場との比較資料による分析も行ってはどうかと提案がなされた。

【卸売市場代表委員】

- ・各卸売市場の現況について、卸売市場代表委員から説明をお願いした。

【青果花き市場 山本委員】

- ・青果市場の取扱数量は野菜果実共に前年から増加しているが、前年の生産量が猛暑の影響で落ち込んでいたため、平年並みに回復した状況。
- ・野菜と果実の平均単価は昨年並み。
- ・国産果実の生産量低下、リンゴやイチゴの輸出増等が国内価格上昇の要因。
- ・今後の状況は、野菜については安定した相場となり、果実は平年並みの見込。
- ・花き市場は数量・金額ともに前年を下回り、消費者離れが懸念される。

【水産市場 浦委員】

- ・取扱数量と金額は共に減少し、猛暑等気候の影響が要因。
- ・冷蔵庫の不足、人員不足により水揚げ制限する場面があったことも減少の要因。
- ・イワシやサバ等の売れ行きが好調で買付部門は増収。
- ・人員の勧誘や自動選別機能の更新、冷蔵庫の誘致等を働きかける。

【食肉市場 田中委員】

- ・と畜頭数は、牛の経産牛の減少により前年度よりも減、豚は生産者の廃業、猛暑による生育不良により出荷減少。
- ・上場頭数もと畜頭数に比例し減少しているが、牛は相場維持し取扱高増。
- ・豚上場頭数は減少しているが、単価は高騰しており取扱高は減少が少ない。
- ・卸売市場は九州で福岡と佐世保のみ。
- ・繁殖農家の廃業に伴い、母牛が肉牛として出荷されている傾向がある。

【委員からの質疑・意見等】

- ・果実の高騰を実感しており、生産者の高齢化、生産量減少の現状がわかった。
- ・佐世保の魚の質の高さを生かして、消費者へいかに供給していくかが重要。
- ・長崎和牛の美味しさを実感しており、その普及を期待。
- ・人員の不足や設備、冷蔵庫の不足で荷上げがその日にできていない。生産性を向上させるための設備が必要である。魚の荷上げスピードを上げることで、他に持つて行かれる魚を地元で荷上げし、生産性を高められる。
- ・組合員がどんどん減っており、生産者や農協などとの仲間作り、運送会社などとの連携強化が必要。人口減少といった根本問題への対応も必要。
- ・賃金の上昇が人材確保の鍵であるが、自社で賄うのは難しいため、補助金などの支援が必要ではないか。
- ・魚が上がっても入れるところがなく、他所の市場へ流れている。佐世保へ持つて行けば全て上げられるような計画が必要。温暖化の影響で、魚が以前より減っている。地元のことを考えないと、景気が悪化すれば人が他所へ出ていく。
- ・ここ数年で魚が獲れ始めて、冷蔵庫が足りなくなっている。冷蔵庫の誘致や設

備の導入を検討している。高級魚を漁獲する沿岸漁業者の支援も重要である。

（2）卸売市場法の一部改正について

【事務局】

1. 背景と目的

- ・ 法改正の背景：食品生産流通におけるコストが物価高騰などで増加している現状を受け、これらのコストを適正に取引価格に転嫁できる仕組みを作ることが目的。
- ・ 食品等持続的供給法に基づく改正：生産から消費に至る過程でのコストを価格に適正に反映するように、卸売市場法の一部改正が行われた。

2. 改正の内容

- ・ 指定飲食料品等の指定：国が指定する特定の品目について、指定品目が米、野菜、飲用牛乳、豆腐、納豆などが検討されている。
- ・ コスト指標の作成：国が指定するコスト指標作成団体が、指定飲食料品等の生産から消費までにかかるコストを統計データや調査等により指標化し、公表。
- ・ 事業者の努力義務：持続的供給のために必要なコストを反映した価格の協議や商習慣の見直しを求められた際には、誠実に対応する必要がある。

3. 実施の仕組み

- ・ 価格へのコスト反映の申出があった場合、コスト指標を参考に取引価格を協議し、合理的な費用を価格に反映。
- ・ 努力義務違反については、国の措置として指導、助言、勧告、公表がなされる。

4. 公表方法と市場運営

- ・ 情報の公表：市場開設者はホームページや市場内掲示を通じて指定品目・コスト指標・事業者の努力義務について公表。

5. 取引の原則

- ・ 市場の取引は公正・効率的取引でなければならず、売買取引は需給事情と品質評価により最終的には当事者間で決定されることが原則であることに変わりはない。
- ・

【質疑応答・意見等】

- ・ 施行は令和8年4月からであり、指標作成団体は国が指定した民間団体が担当。
- ・ 指標作成団体とは生産者や流通業などから構成される民間団体となる見込。
- ・ コスト指標は取引の協議を促進するためのもので、価格の上下を直接制限するものではない。

- ・ 一方的な協議拒否は不十分な取り組みとみなされる。
- ・ コスト指標は業界の声を反映して作成していくよう国は検討している。
- ・ 小売業者は値上げを受け入れる側であり、消費者への価格転嫁は課題。
- ・ 小売業者が価格転嫁しにくい現状を認識し、国もその理解拡充に努める必要。
- ・ 輸送コストが価格に反映されない現状で、協議を進める必要を感じている。
- ・ 現状でもコストの反映を求められての協議は行っている。
- ・ 末端の販売店の価格競争の影響で、各段階での価格が決まっている状況。
- ・ コスト指標だけの取り組みだけでは事態の改善が難しく、国による生産者への補助により、生産の持続ができるようにした方がよいのでは。
- ・ 米への支援ばかりでなく、佐世保市として魚への支援も主張しなければ。
- ・ 近海物の高級魚は、市場価格を反映した指値を漁師が示してくる。
- ・ 市として飲食店への補助金を出す等の取組みで、他へ波及する効果が期待できるのでは。

(3) 質疑事項その他

(委員からの質疑なし)

6. 閉会

以上